

1 生徒指導規程

第 1 章 生徒心得

(目的)

第 1 条 この心得は、生徒が自主的に良識ある行動を通じて校風を高め、よりよい学校生活を送るための規範である。
その目的の達成のため、成人を迎えた者についてもこの規範を尊重すること。

(礼 儀)

第 2 条 礼儀は社会生活の基本であり、常に謙虚な態度を忘れずに、他人を敬愛する心を持つこと。

- 1 職員や来賓に対してはもちろん、生徒同士の間にも礼儀を失わないこと。
- 2 常に、言葉遣いなどにも心を配り、高校生としての品位を保つように心がけること。
- 3 職員室などの出入りは、礼儀正しく節度ある行動をとること。

(校内生活)

第 3 条 充実した学校生活を送るために節度ある行動をすること。

- 1 校舎内外は常に清潔にし、整頓しておくこと。
- 2 校舎内の用具・備品・施設は大切に扱うこと。
- 3 自分の持ち物には記名し、学用品以外の品はみだりに持参しないこと。
- 4 他教室や定められた場所以外は無断で出入りしないこと。
- 5 登校後の外出は学級担任の許可を受けること。
- 6 授業中は、真剣な態度で学習に専念すること。
- 7 部・同好会活動は顧問教師との連携を密にし、自主的に秩序正しく行うこと。

(校外生活)

第 4 条 常に責任ある行動を心がけ、本校の生徒であることを忘れずに行動すること。

- 1 通学時及び外出の際には、必ず身分証明書（学生証）を携帯すること。
- 2 パチンコ店などの遊戯施設・酒類の提供を主とする飲食店・その他生徒として好ましくない場所への出入りはしないこと。
- 3 夜間外出は午後 10 時までとする。
- 4 無断外泊は原則として認めない。
- 5 常に交通安全に心掛け、交通道德を守り自他の生命を尊重すること。

(一般注意事項)

第 5 条 常に自分の言動に責任を持ち、社会人としての前途を意識した生活態度を養うこと。

- 1 校舎内外を問わず粗暴な言動や不遜な態度を慎み、公の秩序を乱すような行為はしないこと。
- 2 生徒間の物品の売買、及び金銭の貸借はしないこと。
- 3 校舎内外の掲示物、及び印刷物の配布は、必ず学校の許可を受けること。

(外出時の服装心得)

第 6 条 外出時における服装は、高校生らしい、華美にならない程度の服装とする。

- 1 休日・休業日・祝日等に学校に来る場合は、原則制服を着用すること。（部活動等のジャージ登校は認める。）
- 2 進学・就職試験等には、制服を着用すること。
- 3 その他、学校が必要と認めた場合には制服を着用すること。

(アルバイト)

第 7 条 アルバイトをする場合には、学校指定の届出用紙に記入し提出すること。

- 1 アルバイトの就業時間は21時までとする。
- 2 主に酒を提供する飲食店などでの接客業務は禁止とする。
- 3 トラック・その他車両の上乗り及び危険を伴う業務は禁止とする。
- 4 定期考査1週間前から定期考査終了前日までのアルバイトは禁止とする。

(携帯電話の使用について)

第 8 条 携帯電話使用届を提出し、使用上のきまりを遵守すること。

1 学校でのきまり

- ア 始業チャイムまでに電源を切るかマナーモードにするなどして授業を妨害しないこと。
- イ 授業中の使用については原則として禁止すること。
- ウ 携帯電話を机の上に置いたまま授業を受けることを禁止すること。
- エ 全校集会のときは、事前に電源を切ること。
- オ 職員室・事務室・準備室等における使用については教職員の指示に従うこと。
- カ 携帯電話を手を持って職員室・事務室・準備室等に入室しないこと。

2 学校外での使用

- ア 通学時、特に踏み切りや横断歩道を渡りながら使用しないこと。
- イ 自転車を運転しながら使用しないこと。
- ウ 公共施設（病院、駅、バスターミナルなど）や公共交通機関（電車、バスなど）での使用については、それぞれ定められたルールを遵守すること。

3 過大な自己責任を伴う事項について

- ア 法令により禁じられたサイトにはアクセスしないこと。
- イ 架空請求、フィッシング詐欺行為等が疑われるサイトや受信メールには応答しないこと。
- ウ 自分の住所、氏名、メールアドレス等をネット上（メールや掲示板、ホームページ等）に書き込む行為をしないこと。
- エ 本人の同意なく他人の顔や身体の写真、動画の撮影をしないこと。
- オ 他人の写真や個人情報をネット上（メールや掲示板、ホームページ等）に書き込む行為は重大な犯罪であり、決して行わないこと。
- カ メール的大量送信や脅迫ととられる文面の送信など、嫌がらせメールは重大な犯罪であり、決して行わないこと。

付則 令和4年4月1日 一部改正

第 2 章 生徒各種願・届出・報告に関する規程

(願・届出・許可・報告を要する事項とその手続き)

第 9 条 生徒は下記の事項について、規程様式にしたがい、必要な内容を記入の上、校長宛に願・届出又は報告をし、その承認を得なければならない。成人を迎えた者については別途判断する。

事 項	必要書類	届出先	手 続 き	届出・許可
校舎・校具の破損		担任 顧問	速やかに届出る	届出
ポスター・ビラ等の掲示・配布		農生会顧問	申請書で5日前	願出 許可
所持品の紛失・盗難		担任・顧問	至急・口頭	届出
登校後の外出		担任	所定用紙	届出
欠席・早退・遅刻・欠課		担任	手続終了後教室へ (所定用紙)	届出 許可
傷病による早退		養護教員－担任	保護者同意書	許可
各種団体主催の行事参加	対外行事参加許可願	担任・顧問	申請書 所定用紙	許可
自 宅 住 所 変 更		担任	所定用紙	届出
下 宿	下宿願	担任	所定用紙	許可
異 装		担任	口頭	届出
アルバイト	アルバイト届	担任	所定用紙	届出
生 徒 事 故		本校職員	口頭・電話	届出 (至急)
自転車通学	自転車通学届	担任	所定用紙	届出
運転免許取得	運転免許取得許可願	担任	5日前	許可
携帯電話所持・使用		担任	所定用紙	届出

第 3 章 制服規程

第 10 条 社会人としてのマナーを身につけるため、常に清潔感のある服装を心がけ、状況に応じて適切な身だしなみを保つこと。

1 制服

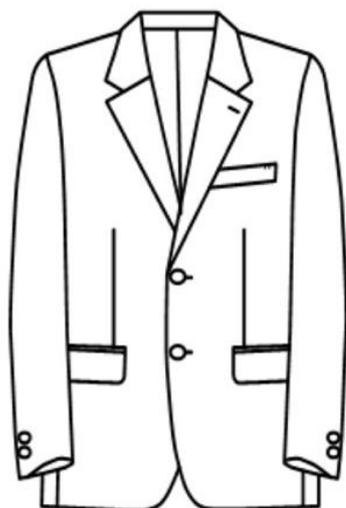
- (1) 制服、ネクタイ・リボンは本校指定のものとする。
- (2) プレザーの変形、改造は認めない。また、ボタンは本校指定の型に限る。
- (3) スラックスの変形、改造は認めない。
- (4) スカート丈は膝丈とし、変形、改造は認めない。
- (5) 白ワイシャツ・白ブラウスとする。
- (6) ベストは学校指定のものか紺色のものとする。
- (7) 夏季服装は白ワイシャツ・白ブラウス・ポロシャツにスラックス、スカートとする。

2 その他

- (1) パーマ・染色、化粧等、高校生としてふさわしくないものは認めない。
- (2) ピアス、指輪等のアクセサリを身につけることは認めない。
- (3) 儀式・行事等は正装とし、ネクタイ・リボンを必ず着用すること。(夏季服装を除く)
- (4) 夏季は暑さ対策のため軽装を認める。
- (5) 冬季は防寒のため上着の着用等を認める。

制服タイプA

- [上着]
 ・○上着
 ・シングル 2つ釦
 ・ウール50%
 ・ポリエステル50%
 [スラックス]
 ・ノータック
 ・両脇ポケット
 [ネクタイ]
 ・レギュラータイプ



白ワイシャツ(本校指定無し)



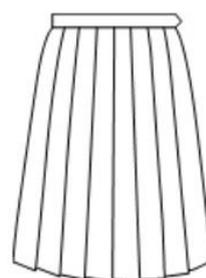
半袖白ワイシャツ(本校指定無し)

制服タイプB

- [上着]
 ・○上着
 ・シングル 2つ釦
 ・ウール50%
 ・ポリエステル50%
 [スカート]
 ・重ヒダ 16本
 ・ウール50%
 ・ポリエステル50%
 [スラックス]
 ・ノータック
 ・両脇ポケット
 [リボン]
 ・リボン蝶タイ
 [ネクタイ]
 ・レギュラータイプ



長袖白ブラウス(本校指定無し)

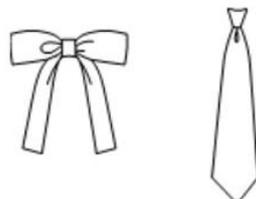


半袖白ブラウス(本校指定無し)



オプション (AB共通)

- [ベスト]
 ・ニットベスト
 ・アクリル50%
 ・コットン50%



第 4 章 賞罰規程

(目的)

第 1 1 条 この規程は、生徒の校内外の生活秩序を確立し、生徒をして、自己の行為に関する、正しい確信と責任を自覚させることを目的とする。

(表彰)

第 1 2 条 学校内外において、その行為が他の模範となる場合は、表彰することができる。

表彰の種類は次のとおりとし、職員会議で審議し、校長がこれを決定する。

- 1 皆勤賞 在学3か年を通して、欠席日数が0で、欠課時数が5教時以内のものに与えられる。
- 2 精勤賞 各学年の欠時数が10教時以内のもので、在学3か年の通算の欠時数が20教時をこえないものに与える。
- 3 その他の善行、および他の模範となる顕著な活動（人命救助・奉仕活動）
- 4 欠席・欠課の算定
 - (1) 次の事項に該当する欠時は、皆勤・精勤賞の算定から除外する。
 - ア 公欠及び出席停止によるもの。
 - イ 交通機関の遅れ・運休等によるもの。
 - ウ その他、風水害等の不可抗力によるもの。
 - (2) LHR、学校行事は、授業と同じ扱いをする。

(懲戒)

第 1 3 条 懲戒は生徒指導の一環として行うものであり、その生徒の動機や生活環境など、事実に基づいた客観的な資料が整備され、その行為が生徒として校則に違反している事実を十分に自覚させるとともに、善良な生徒として更正できるような教育的配慮に基づき行うものである。

- 1 懲戒にあたっては、当該生徒の担任と連絡を密にし、生徒指導部会において原案を作成し、職員会議に回り、校長が決定する。

(懲戒の種類)

第 1 4 条 懲戒の種類は次のとおりである。

- 1 訓戒
- 2 停学
- 3 退学

(指導処置の申渡し)

第 1 5 条 いずれの懲戒の申渡しも、本人、保護者等、担任、生徒指導部同席のもと校長が行う。

(停学の解除)

第 1 6 条 停学の解除は、本人、保護者等、担任、生徒指導部同席のもと校長が行う。

付則 令和4年4月1日 一部改正

第 5 章 交通安全規程

(目的)

第 17 条 この規程は本校生徒が、自他の生命の尊さを自覚し、交通安全の習慣や態度を身につけるとともに、交通事故防止をはかることを目的とする。

(交通安全規程の履行義務)

第 18 条 本校生徒は、交通に関する法令を遵守し、自己及び他人の安全をはかると共に、本規程を履行する義務を有する。

(歩行者について)

第 19 条 歩行者は、常に安全を確認して行動し、特に次の事項に留意しなければならない。

- 1 右側通行の厳守（歩道がある場合は、歩道を通行する）。
- 2 道路横断は安全を確認し合図を励行する（横断歩道・歩道橋を利用する）。
- 3 車の直前直後の飛び出しを行わない。
- 4 信号を確認し、信号を厳守する。
- 5 ゆずり合う気持ちで、他人の通行を妨害する行為は行わない。
- 6 その他、交通に関した法令及び交通安全に関した事項は、厳守すること。

(自転車の使用について)

第 20 条

- 1 自転車は、他の車両に比べ極めて不安定な乗り物であるので、特に次の事項に注意しなければならない。
 - (1) 二人乗りは、絶対に行わないこと。
 - (2) 左側通行を厳守（歩道のある場合は、歩道を通行）
 - (3) 安全な速度で走行すること。
 - (4) 並進・ジグザグ・手放し・片手運転・曲乗りを行わないこと。
 - (5) 他の車両間に割り込まないこと。
 - (6) 進路変更時の安全確認・及び合図を励行すること。
 - (7) 夜間の無灯火走行は、絶対にしないこと。
 - (8) 下駄・サンダル履き等で乗車しないこと。
 - (9) その他、交通法規を遵守し、自他の安全に心掛けること。
- 2 自転車を安全に運転するため、特に、次の事項について、整備点検を行わなければならない。
点検箇所 ハンドル・ブレーキ・車輪・タイヤ・灯火装置（前照灯、尾灯）・反射器・反射テープ・その他必要箇所
- 3 自転車を通学に使用する場合は、事前に学校に届けること。

第 6 章 自動車など運転免許取得規程

(免許取得の条件)

第 2 1 条 自動車などの運転免許取得の条件は次のとおりである。

- 1 本校第 3 学年在籍のもの。
- 2 原則として進路が内定しているもの。
- 3 学業成績が良好なもの。
- 4 出席状況が良好なもの。
- 5 生活態度などが良好なもの。

(免許取得の手続き)

第 2 2 条 免許取得希望者は、運転免許取得許可願及び誓約書を提出し、保護者等、担任、生徒指導部と確認の上、校長が許可する。

(遵守事項)

第 2 3 条 免許取得にあたって守らなければならないことはつぎのとおりである。

- 1 取得可能な免許は普通自動車免許と準中型免許、大型特殊免許とする。
- 2 自動車学校への通学は卒業学年の 9 月 1 6 日以降とする。(就職解禁日)
- 3 本校の教育活動(授業・行事・部活動・農ク活動)に支障のないこと。
- 4 定期考査(中間・期末)1 週間前から考査終了前日までの通学は認めない。
- 5 修了検定、卒業検定などで学校を欠席する場合は、事前に担任に申し出て、許可を得ること。ただし検定終了後は登校し授業を受けること。
- 6 在学中の自動車の運転は認めない。

付則 令和 4 年 1 0 月 1 1 日 一部改正